

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

新潟県企業管理者 大田 正 信

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（一般競争入札の公告） 第5条 特例政令第6条又は第10条第5項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2～5 （略） （指名競争入札の公示等） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 特例政令第7条第2項又は第10条第7項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）	（一般競争入札の公告） 第5条 特例政令第6条又は第10条第5項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））</u>に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2～5 （略） （指名競争入札の公示等） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 特例政令第7条第2項又は第10条第7項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））</u>にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。